

労災保険の 二次健康診断等給付

二次健康診断等給付は、脳血管疾患・心臓疾患の予防を図るための**受診者負担のない労災保険給付**です。しかも、新たな事業主負担はなく、**保険料には影響しません**。

労働安全衛生法第66条に基づく定期健康診断等において、

①血圧

②血中脂質

③血糖

④BMI(肥満)

原則、これらの**4つの検査ですべて異常所見**が認められる場合に、労再指定の健診給付病院等で**1年度1回、直近の定期健康診断等を受診後、3ヶ月以内**に労働者の請求に基づき、より精密な検査（二次健康診断）と特定保健指導が受けられます。

【問い合わせ先】

佐賀労働局労働基準部労災補償課	0952(32)7193
佐賀労働基準監督署	0952(32)7133
唐津労働基準監督署	0955(73)2179
武雄労働基準監督署	0954(22)2165
伊万里労働基準監督署	0955(23)4155

当院では、予約制で実施しています。

【必要な書類】

- ① 定期健康診断の結果票
- ② 健康保険証
- ③ 二次健康診断等給付請求書（請求用紙については上記の問合せ先へご連絡ください）



医療法人ロコメディカル江口病院
健診センター

〒845-0032 佐賀県小城市三日月町金田1054-2
[TEL] 0952(73)5020 [FAX] 0952(73)8054
[Email] loco-kenshin@po3.bunbun.ne.jp
[URL] <http://www.eguchi-hospital.com/>